

## 公的研究費の間接経費取扱に関する規程

### (趣旨)

第1条 亜細亜大学（以下、「本学」という。）の公的研究費の間接経費については、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」及びその他の関係法令等に定めるもののほか、本規程の定めるところにより取り扱うものとする。

### (定義)

第2条 間接経費とは、公的研究費により行われる研究を実施するために、研究者が使用する経費（以下、「直接経費」という。）に対して、一定比率で手当てされ、研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

### (間接経費の譲渡)

第3条 研究者は、間接経費を法令等の定めるところにより、本学に譲渡しなければならない。

2 研究者は、間接経費を本学に譲渡するため、間接経費譲渡書を学長に提出するものとする。

### (間接経費の運用上の基本方針)

第4条 間接経費の使用は、学長の責任の下、研究環境の改善及び研究体制全体の機能の向上に資するために活用することを目的とする。

### (間接経費の使途)

第5条 間接経費は、前条に定める基本方針に基づき、主として次に掲げる経費に使用するものとする。

- (1) 施設・設備等の整備、維持及び運営に係る経費
- (2) 図書資料購入に係る経費
- (3) 共通的に使用される物品等に係る経費
- (4) 管理事務の必要経費

2 前項の使用に関する方針等を作成するに当たり、公的研究費を獲得した研究者が所属する学部、英語教育センター及びアジア研究所は、当該間接経費の30%相当額の使途に関し、第6条に定める者に提案することができる。

3 間接経費の使途の決定は、提案内容を精査し、財務部長が学長と協議の上、決定するものとする。

4 間接経費は、直接経費として充当するべきものについては使用することができない。

### (間接経費の執行・管理)

第6条 本学が受け入れた間接経費は、学長の責任の下、財務部長が管理・執行するものとする。

### (間接経費の実績報告)

第7条 間接経費の使用状況について、前条の管理を委任された者は、当該年度終了後速やかに間接経費の執行実績を事務局長に報告し、学長に承認を得るものとする。

2 教務部教学センターは、前項の執行実績に基づき、公的研究費を運営する機関に報告するものとする。

(所管)

第8条 この規程に関する事務所管は、教務部教学センターとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究活動における不正防止委員会に諮り、部長会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。